

令和元年度の事業運営検討W・Gの検討事項

項目	運営方針等決定状況		これまでの検討状況	令和2年度の主な検討事項
	方向性	基準等		
一部負担金減免	統一 (激変緩和対象)	H30年度から、「災害」・「収入減少」の事由に基づく減免は「共通基準」として運営方針「別に定める基準」に定めている。	—	経過措置期間について検討を進める
出産育児一時金 葬祭費	統一	「出産育児一時金:政令基準どおり一律420,000円」 「葬祭費:府内一律 50,000円」	—	—
保健事業	統一	<p>特定健康診査: 血清クレアチニン検査(eGFR)、血清尿酸検査、血糖検査(HbA1c)について、特定健康診査の基本的な項目に加えて実施</p> <p>人間ドック: 特定健診の検査項目等を充足する検査項目について、府内全市町村で実施</p> <p>独自事業分の財源は、標準保険料率(事業費納付金の対象経費)で確保するものとする。標準保険料率で賄う対象経費は、府保険料総額(医療分)の5%を保健事業分として、事業費納付金の対象となる保健事業費(共通分)を除く部分を独自事業分とする。</p>	<p>独自事業分の財源のあり方について検討</p> <p>令和2年度については、標準保険料率で賄う対象経費は、府保険料総額(医療分)の3.5%(被保険者数10万人以上の保険者)、5.0%(その他の保険者)を保健事業分の上限として、事業費納付金の対象となる保健事業費(共通分)を除く部分を独自事業分とする。</p>	独自事業分の財源のあり方については、財政運営検討ワーキンググループに移管し、算定条件に関すること以外の保健事業について検討。
医療費適正化 (医療費通知、ジェネリック差額通知など)	統一	医療費通知及びジェネリック差額通知: 実施回数、記載項目、通知の規格について、府内共通基準を設定	<p>(大阪府薬務課の取り組みとして)</p> <ul style="list-style-type: none"> 患者・医師へのジェネリック安心使用プロジェクトの推進 →薬局薬剤師が患者に対しパネルを活用した積極的な啓発を行う。 →変更後は変更内容をお薬手帳に貼付し、医師、歯科医師へのフィードバックを行う 	別に定める基準で規定する実施回数、記載項目等について、改定の必要性について検討。

令和元年度の事業運営検討W・Gの検討事項

項目	運営方針等決定状況		これまでの検討状況	令和2年度の主な検討事項
	方向性	基準等		
レセプト点検	—	「柔道整復」及び「あん摩・マッサージ、はり・きゅう」の施術に係る国等の議論の状況を踏まえ、府内共通基準の設定の是非について協議の上、新たな共同処理の必要性について調整会議等において検討を進める。	・ 社会保障審議会医療保険部会「柔整療養費検討専門委員会」及び「あはき療養費検討専門委員会」において審議中であるため、議論の状況を継続して注視。	国において、令和元年9月に収集した判断に迷う事例（柔整239件）をもとに検討が行われることとされていることから、当議論の状況を踏まえた検討を行う。
府による給付点検	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 当面は、国の例示項目が府による点検内容の対象 ● 具体的な点検内容については、国保総合システムのレセプト点検機能等を踏まえ、今後、検討を進め、可能なものから実施に努める。 	府に設置する国保総合システムの改修（平成31年4月本格稼働）を踏まえ、実施範囲を検討し、事務処理方針を策定。	<p>検討事項はなし</p> <p>「大阪府給付点検調査に係る事務処理方針」（平成31年3月策定）に基づき、令和元年度に引き続き実施。</p>
不正利得等の回収	—	都道府県は、保険医療機関等による大規模な不正が発覚した場合、広域的又は医療に関する専門的な見地から、市町村の委託を受けて、不正請求等に係る費用返還を求める等の取組みを行うことが可能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府内全市町村を対象に、不正利得の回収に関する実態調査を実施し、過去3年間の回収状況等を把握。 ・ 地方自治法等に係る法的課題（議会の承認、債権を保有しない場合の債権回収に関する都道府県の権限等）を国や他府県へ随時確認。 ・ 平成30年度時点で国民健康法第65条第4項による委託として実施可能な範囲を検討し、委託規約を策定。 	<p>検討事項はなし</p> <p>令和元年度は該当案件なし 令和2年度も案件の発生があれば委託契約に基づき実施。</p>
過誤調整	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 過誤調整の普及・促進に資する取組み（保険者間調整の徹底、過誤調整事務の円滑実施、過誤調整の好事例の横展開） ● 過誤調整できなかった場合の速やかな債権回収の実施 	—	保険者間調整の実情把握を行うとともに、過誤調整の好事例の横展開を図る。

令和元年度の事業運営検討W・Gの検討事項

項目	運営方針等決定状況		これまでの検討状況	令和2年度の主な検討事項
	方向性	基準等		
あはき療養費受領委任制度導入検討	—	保険給付費交付金の連合会直接払い（令和元年度からの運用）	<ul style="list-style-type: none"> 審査会設置要綱等の改正 審査基準の策定 受付・審査体制の構築 普通交付金の対象経費 保険給付費交付金の連合会直接払い 	検討事項はなし（令和元年度に整理済み）
第三者行為求償	—	<ul style="list-style-type: none"> 府国保連合会が開催する研修会の継続実施 第三者直接求償に係る事務の請負体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 新たな取り組みとして、国保連による委託解除後、国保連顧問弁護士、保険者、国保連の協議の場を設定し、法的解決の支援を行う。 府と国保連共催で研修会を実施（各保険者から約100名が参加） 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村における取組みに関する数値目標や取組計画の把握を行う 引き続き、国保連と府が開催する研修会を活用した能力向上と第三者求償事務アドバイザーの活用に向けた取組みを実施
被保険者証	様式	統一	運営方針「別に定める基準」に記載の様式に統一	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、国保連において被保険者証発行業務の共同処理の実施に向けた調整 引き続き、高齢受給者証との一体化に向けた検討
	更新時期有効期間	統一	「11月1日更新、有効期間は1年間」	
	交付方法	—	—	オンライン資格確認導入に向けた事務処理を円滑に各保険者で進めるための検討を行う。
	被保険者番号	—	現行どおり、各市町村の付番ルールに基づいて付番	—
世帯の継続性	統一	国が示す基準どおりに判定	—	—
その他の証	—	市町村事務処理標準システムから出力される様式を府内統一様式としたうえで、各市町村において、システム改修のタイミングで統一を検討	—	各市町村の機器更新の時期を踏まえながら証の様式統一に向けた検討

令和元年度の事業運営検討W・Gの検討事項

項目	運営方針等決定状況		これまでの検討状況	令和2年度の主な検討事項
	方向性	基準等		
短期証	—	各市町村で地域の実情に応じた収納対策を充実していくことを勧奨し、当面、現行どおり市町村ごとの運用とする	各市町村の状況を再確認し、基準の統一が可能なものについて検討。	公平性確保や、事務の効率化・広域化の観点から、将来的な統一について検討を進める。
資格証明書	—	各市町村で地域の実情に応じた収納対策を充実していくことを勧奨し、当面、現行どおり市町村ごとの運用とする		
収納対策	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 各市町村で地域の実情に応じた収納対策を充実していくことを勧奨し、当面、現行どおり市町村ごとの運用とする ● 「収納担当者研修会」の実施 ● 大阪府域地方税徴収機構への参加 		
滞納処分	—	各市町村で地域の実情に応じた収納対策を充実していくことを勧奨し、当面、現行どおり市町村ごとの運用とする		
インセンティブ(収納)	—	目標収納率及び規模別収納率上昇目標値を設定	—	収納率上昇目標の達成状況の評価と合わせ収納率向上が見込まれる取り組みを評価する適切な仕組みの構築に向けて検討
広報活動	—	—	—	医療費適正化に関する啓発など、府と市町村による共同実施について検討
報奨金制度	統一 (激変緩和対象)	激変緩和措置期間に限り、実施	—	
精神・結核給付	—	平成30年度から3年間は継続	—	被保険者の影響を見極めた上で、他制度との整合性や公平性確保の観点からその在り方を検討
標準的な事務運用	統一 (激変緩和対象)	高額療養費の計算方法や申請勧奨事務に係る取組等について、府内共通基準を設定	—	高額療養費の申請手続きの簡素化について、各市町村における機器更新の時期を踏まえながら検討